

進路の手引き

令和8年度版



長崎県立希望が丘高等特別支援学校 進路支援部

はじめに

本校は、卒業後、自立した社会人になるための学習を行っています。
希望する進路を実現すること、また、就労を続けるためには、生徒自身の日頃からの学びの積み重ねと併せて、学校、保護者、本人が進路について共通理解を図り、一丸となって取り組むことが重要です。

進路に関する知識や情報について、関心をもっていただき、卒業後の進路実現、自己実現を目指して、御協力をお願いいたします。

【進路の手引きについて】

■進路決定について、必要な情報を記載しています。進路希望調査の記

入や、卒業後の生活について知りたいときに活用してください。

■育成会や進路面談の際に、情報共有に活用してください。

も く じ

【第1章：本校の進路支援】

1	令和8年度進路支援年間計画	・・・	1
2	本校の卒業後の進路	・・・	2
	○進路決定までの流れ（3年間の取組）		
3	校内実習、現場実習	・・・	5
4	デュアルシステム型現場実習	・・・	7
5	進路面談	・・・	9

【第2章：卒業生の進路】

6	企業就労の実際	・・・	10
7	就労継続支援A型事業所	・・・	13
8	就労移行支援事業所	・・・	14
9	就労継続支援B型事業所	・・・	15
10	障害者職業能力開発校	・・・	16
11	卒業後の支援について	・・・	17
12	生活の場	・・・	20

【知っておきたい制度】

○特別児童扶養手当、障害基礎年金	・・・	22
------------------	-----	----

【第1章：本校の進路支援】

1 令和8年度 進路支援 年間計画

●は保護者に協力を依頼する内容です。

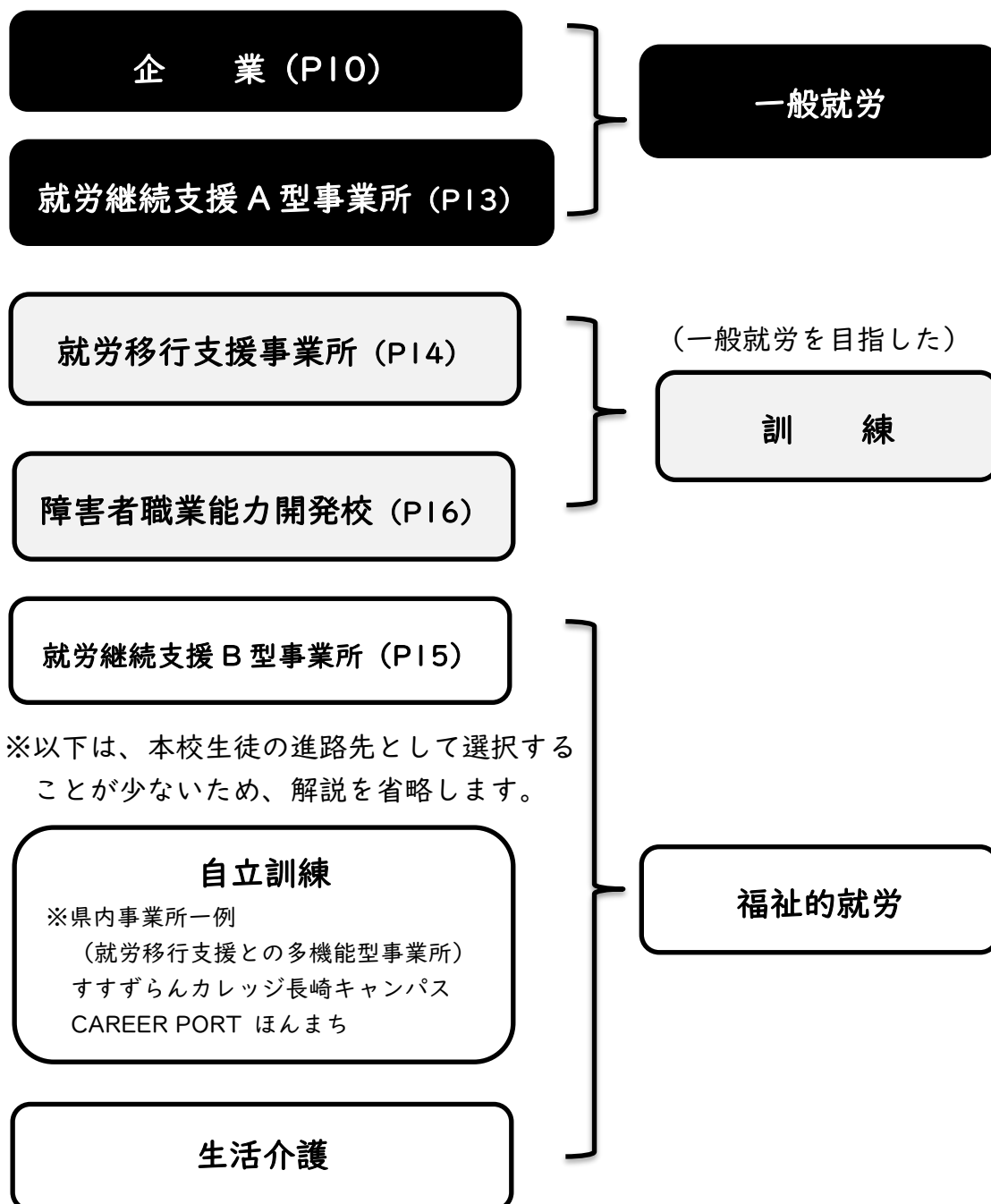
	1年	2年	3年	全体	育成会
4月		○実習生紹介票提出、起案 4/17(金)	○実習生紹介票提出、起案 4/17(金)		
5月				●進路の手引き 配付	
6月	○校内実習 6/17(水)～7/2(木)	●実習先訪問6/3(水) ○実習出発式6/12(金) ●前期実習 6/15(月)～7/3(金)	●実習先訪問6/3(水) ○実習出発式6/12(金) ●前期実習 6/15(月)～7/3(金)		
7月	○実習報告会7/6(月) ●第1回進路希望調査 ～7/10(金)	○実習報告会7/6(月) ●第1回進路希望調査 ～7/10(金)	○実習報告会7/6(月) ●進路希望調査～7/10(金) ●ハローワーク求職登録説明会 (育成会④)7/9(木) ●進路面談 7/21(火)～8/7(金) 求職登録・重度判定申請		
8月	○実習生紹介票提出、起案 8/28(金)			○中小企業家同 友会との情報 交換会 ○卒業生へのフ ォローアップ (葉書送付)	●進路研修 (関係機関 見学)
9月			●実習先訪問9/3(木) ○実習出発式9/11(金) ●後期実習 9/14(月)～10/2(金)		
10月	○3年実習報告会 10/5(月)	○3年実習報告会 10/5(月)	○障害者就職面接会 (県南、県北) ○実習報告会10/5(月)	○事業所向け 学校公開 10/21(水)	●進路研修 (福祉機関 の利用)
11月	●実習先訪問11/4(水) ○通勤練習11/11(水) ○実習出発式11/13(金) ●後期現場実習 11/16(月)～12/4(金)	●実習先訪問11/4(水) ○実習出発式11/13(金) ●後期現場実習 11/16(月)～12/4(金) ○実習報告会12/7(月)	○卒業後の支援体制に向けての ケース会議 11/25(水)～11/26(木) ○中小企業家同友会就職面接 練習(職業)		
12月	○実習報告会12/7(月) ●第2回進路希望調査 ～12/18(金)	●第2回進路希望調査 ～12/18(金)	●重度判定(候補者のみ) ●就業・生活支援センター説明会 (育成会)12/17(木)		●進路研修 ※障害基礎 年金につ いて
1月	●進路面談 1/18(月)～2/12(金)	●進路面談 1/18(月)～2/12(金)	○就職面接 ●就業・生活支援センター登録 ●JC支援との顔合わせ		
2月			○障害者就職面接会(県央) ●個別の移行支援計画の作成、確 認 2/4(木)	○就労アドバ ンスセミナー(職 業)	
3月			●移行支援会議(事業所・定着支 援機関との引き継ぎ)		
備考	○企業講話(職業)	○企業講話(職業) ●職場見学(個別)	○企業講話(職業) ○個別進路面談(随時) ●職場見学(個別) ●特別実習(後期現場実習後～)		

2 本校の卒業後の進路

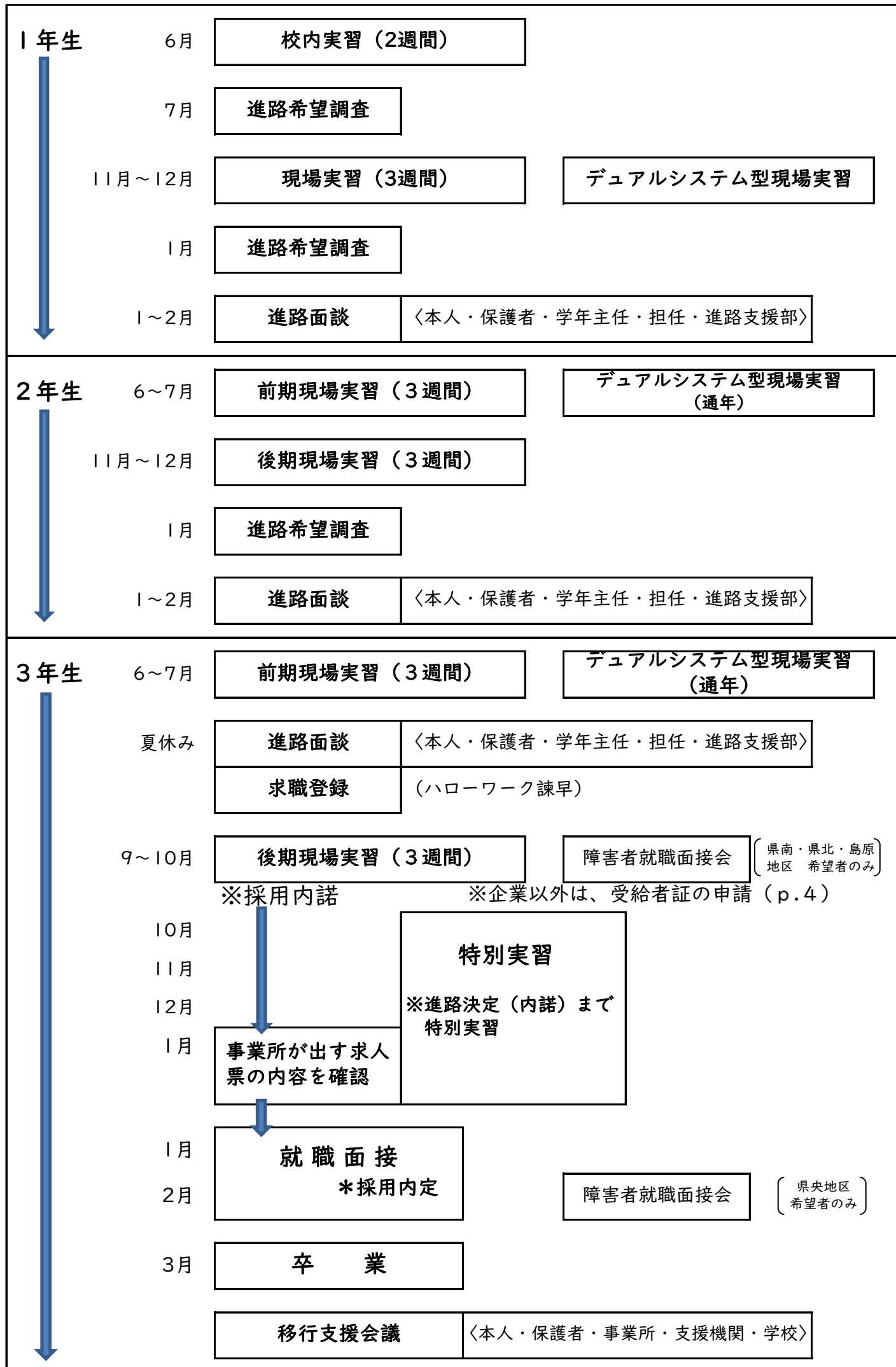
特別支援学校の卒業後の進路として、図のような進路の種類があります。
本校の卒業生も、それぞれが選択した進路先で社会人として働いています。

本校では、一般就労を目指して学習を行っています。

どのような進路を選択するかは、現場実習で経験し、生徒の特性や実態に合わせて考えることが重要です。



○進路決定までの流れ（3年間の取組）



○就労内定までの手順

企業就労、A型事業所への就労は、現場実習で内諾をいただいた事業所に非公開の求人票をハローワークへ出してもらいます。

その非公開の求人票に応募する形で、ハローワークから紹介状をもらい、就職面接を受け、内定をもらっています。

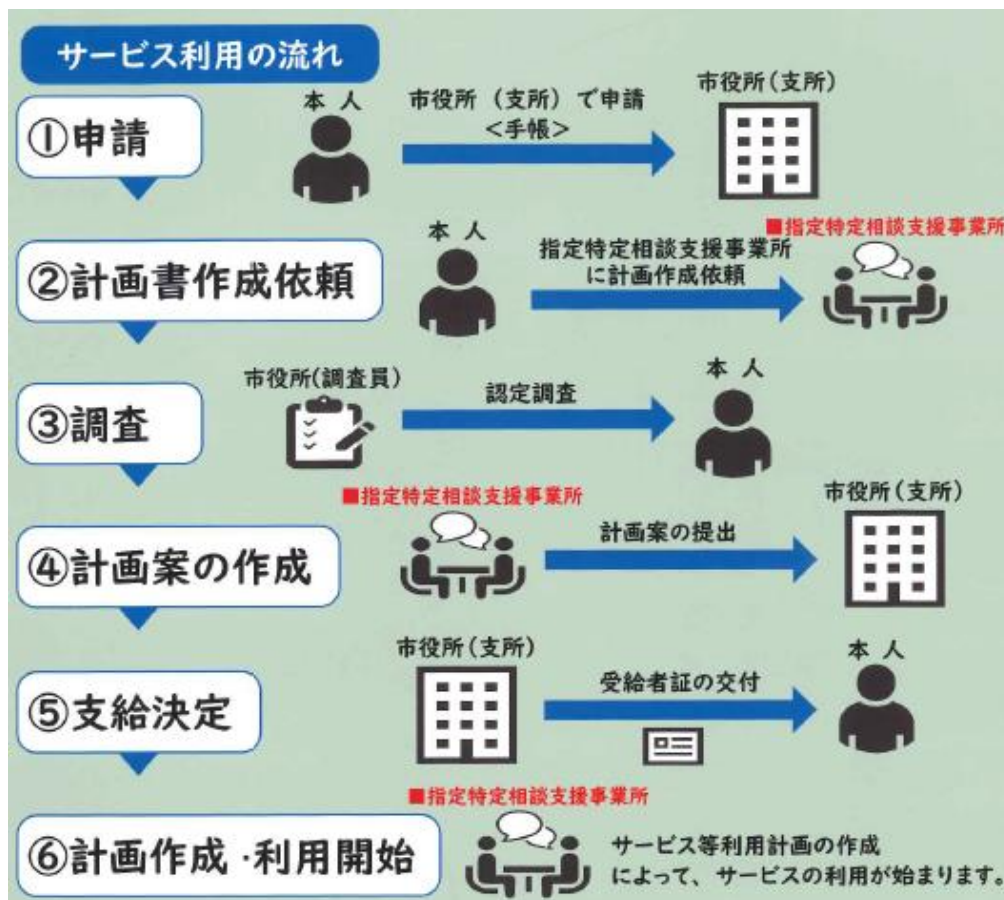
(p 3 進路決定までの流れ)

○福祉サービス利用までの手順

A型事業所、就労移行支援事業所など、福祉サービスへの進路を決めた場合は、福祉サービスを利用するための「受給者証」の交付を在住の自治体に申請する必要があります。

なお、「受給者証」を交付してもらうためには、相談支援事業所に「サービス等利用計画」の作成を依頼する必要があります。

* A型事業所は、就労内定と福祉サービス利用の両方の手順が必要です。



*引用：諫早市障害福祉サービス利用ガイド 2025 版

3-1 校内実習

1年生では、現場実習や就労に必要な基礎的な態度や作業能力及び体力を養うことを目的として、事前学習を含めた約3週間の校内実習に取り組みます。

これまでの作業内容は、除草、企業からの受託作業（ウェス加工など）です。

校内実習は、今後の現場実習や就労に向けての基礎・基本を学ぶ場であると同時に、学校生活の基本事項（挨拶・礼儀・身だしなみなど）を確認するための大切な取組です。

事前学習では、校内実習のルールについて、①挨拶、返事、報告の方法 ②集団行動 ③入退室時の作法 ④身だしなみ ⑤更衣室の利用方法 ⑥欠勤や遅刻を想定した電話連絡の練習など、具体的な内容を学びます。

また、基本的な生活習慣や実習中の休日の過ごし方についても学習します。

実習では、体力を必要とする作業、正確性や集中力を必要とする作業など、さまざまな作業に取り組みます。校内実習での作業をとおして自分の適性、強みや弱みを理解することができる機会にもなります。

また、毎日実習ノートで個人目標や働く上で必要な項目について反省をし、改善することによって、日々の成長を実感し、達成感を得ることができます。

校内実習で働くための基礎を身に付けて、日々の学習、現場実習に備えます。



校内実習の様子

3-2 現場実習

卒業後の進路実現のために現場実習はとても重要です。

本校の現場実習は、日頃、学校で培ってきた働く力を社会で試し、社会人としての心構えや働くことへの関心を持ち、職場での決まりや生産の仕組みなどをより深く理解することを目的として、現実の生産社会で働く体験を積むことをねらいます。

○一定期間（3週間）、連続して行う実習

1年生で1回、2・3年生で前後期2回の計5回行います。

○基本として、一人だけで事業所の指導を受けながら取り組みます。

○3年生においては、「就職試験」としても位置付けられます。

中学校で行う「職場体験」とは目的が異なります。

現場実習は実習時点において、実際の現場でどのような力を身に付ける必要があるかについて評価を得ることが主な目的です。

実習先をお願いする評価票も卒業後の就労を想定して、採用基準に対しての到達度を記入してもらうように依頼をしています。

1年生では、厳しい評価にショックを受ける生徒もいます。しかし、実習の評価を基に学校での目標を設定し、日々課題に取り組むことが採用基準を満たす評価を増やすことになり、就労につながります。

本校生徒の就労は、障害者雇用枠での就労になります。事業所は現場実習を通して本人の働く様子から評価をしていただきます。

(評価票)

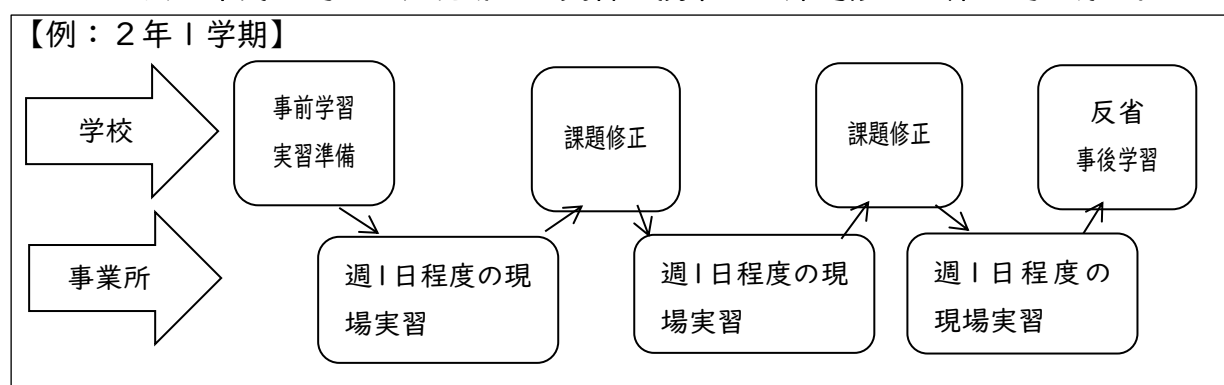
令和()年度 (前期・後期) 現場実習評価票(1、2年生用)									
事業所名()									
※様式は、『本校HP→特定利用者向け→企業担当者の方へ』に添付しております。御活用ください。									
実習生自身の個人目標						目標達成度(あてはまるところに○)			
						100-75%	75-50%	50-25%	25-0%
						4	3	2	1
						4	3	2	1
						4	3	2	1
就労支援のためのチェックリスト				評価段階(あてはまるところに○)				気付き、アドバイス	
領域	No.	チェック項目	内 容	できる・ある	だいたいできる・ある	あまりできない・いない	できない・ない		
I	1	出勤状況	正当な理由(通院、電車の遅延等)のない遅刻・早退・欠席はない。	4	3	2	1		
《職業生活》									

4 デュアルシステム型現場実習

特別支援学校においては、学校における職業教育と事業所における就労体験を並行して実施することが、職業的自立を促す上で効果が高いと考えています。

そのため、本校では専門コースを中心に「1～2週間に1日程度の実習を年間を通して計画的に行う実習」を「デュアルシステム型現場実習」と呼び、積極的に取り組んでいます。全生徒が同じ内容に取り組む実習と専門コースごとに取り組む実習の2つを計画しています。

<イメージ図>年間を通して、現場での実習と授業での課題修正を繰り返し行う。



<従来の現場実習とデュアルシステム型現場実習との比較>

	期間	生徒の実習形態	教師指導	現場での指導	評価
現場実習	3週間連続 (年間2回)	1事業所1名	週2回程度 巡回指導	職場の方	職場の方
デュアルシステム型実習	1～2週間に 1日程度(通年)	1事業所 2～10名	終日指導	教師	教師

デュアルシステム型現場実習のメリット

(1) 生徒にとってのメリット

○実習と学校の授業とを繰り返し行い、切れ目ない成長が期待できる。

実習で得た課題や仕事に必要な基礎知識及び基本作業を学校の授業で改善し、即座に次回の実習に生かすことができます。

○日頃から一緒に授業をしている教師や仲間とともに実習ができる。

一人での現場実習は不安を伴いますが、仲間とともに実習をすることで精神的な負担の軽減を図ることができ、現場実習や卒業後の就労生活にスムーズに移行することができます。

○早期から仕事の重要さ・責任感・働く意義を実感できる。

実際の職場で従業員の方の働く姿を見たり、直接お客様と関わったりすることができます。実習を通して企業に認められることで、就労の可能性を高めることができます。

(2) 企業にとってのメリット

○障害者を受け入れた経験が少なくても、教師の生徒への指導を見ることで、障害者を理解したり、雇用した際の指導方法について情報を得たりすることができる。

○実習での生徒の指導は教師が行うため、企業の人的な負担が少ない。

○生徒の適性や能力に応じた職種・職域の開発や職場環境の改善の手掛かりを得ることができる。

○雇用する際は、企業の受入体制や意向、実習生の適性・意向を確認しながら職種や業務内容などのマッチングを図ることができる。

○毎日の連続した実習ではなく、間隔を置くことで、気づきにくかった実習生の力や適性を客観的に分析・判断することができる。



デュアルシステム型現場実習のようす

5 進路面談

進路面談では、進路希望調査や現場実習の反省を基に次回の実習先、卒業後の進路などについて話し合います。参加者は、生徒、保護者、担任、学年主任、進路支援部（学年担当、進路指導主事）です。

進路面談にあたっては、家庭でも進路について話し合ってお臨んでください。

また、進路希望調査はお互いに情報を共有する重要なツールです。進路の手引きを参考に、家庭で話し合ってお空欄がないように記入をお願いします。

裏面は、お子様の特性や手伝いの状況などを保護者が記入します。日頃の様子を見て、気付いたことをできるだけ詳しく記入してください。



(進路希望調査一部抜粋)

進路希望調査				NO.1																
年 組	年 組	住所	〒	TEL () -																
生徒氏名		TEL																		
療育手帳	A2・B1・B2・無	特児 手当	取得済 (年度取得)																	
身障者手帳	(種 級)・無		申請中 (年 月申請)																	
精神障害者手帳	1級・2級・3級・無		未取得 (予定 有・無)																	
相談支援事業所への登録	有・無	※事業所名 ()																		
<p>1. 本校の現場実習先として下記の①～⑥が考えられます。 本人と保護者が希望する実習先をそれぞれ下記の希望実習先欄に番号で御記入ください。</p> <p>①企業就労 ②就労継続支援A型事業所 ③就労移行支援事業所 ④就労継続支援B型事業所 ⑤自立訓練（生活訓練） ⑥その他 ()</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">本人の希望</td> <td style="width: 15%;">第1</td> <td style="width: 15%;">第2</td> <td style="width: 15%;">第3</td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td>保護者希望</td> <td>第1</td> <td>第2</td> <td>第3</td> <td></td> </tr> </table>					本人の希望	第1	第2	第3		保護者希望	第1	第2	第3							
本人の希望	第1	第2	第3																	
保護者希望	第1	第2	第3																	
<p>2. 希望する業種や業務内容を下の例から選び、必ず第2希望まで御記入ください。 例の中になく業種や業務内容は、その他の欄に御記入ください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 30%;">第1希望</td> <td style="width: 30%;">第2希望</td> <td style="width: 25%;">その他</td> </tr> <tr> <td>本人の希望</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>保護者希望</td> <td>第1希望</td> <td>第2希望</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>						第1希望	第2希望	その他	本人の希望				保護者希望	第1希望	第2希望	その他				
	第1希望	第2希望	その他																	
本人の希望																				
保護者希望	第1希望	第2希望	その他																	

【第2章：卒業後の進路】

6 企業就労の実際

障害者雇用促進法において、企業は雇用する労働者の2.5%に相当する障害者を雇用することが義務付けられています。従業員を40人以上雇用している事業主は、障害者を1人以上雇用しなければなりません。今年度7月からは、2.7%まで引き上げられるようになっています。

この障害者雇用枠で企業に就労することを「企業就労」と呼んでいます。

○雇用形態

雇用形態は、正社員、契約社員、臨時職員、パートなど様々ですが、本校の企業就労の場合、大半はパート契約です。

契約期間は1年で「原則更新」という契約が多く、更新することで長く働くことができます。ただし、入社してすぐは、試用期間として、3か月更新や半年更新の条件となるケースが多く見られます。また、企業によっては、パートから正社員に登用されることもあります。

本校では、有期限の契約で更新なしの企業への就労は、離職する可能性があるため推奨していません。

○就業時間

就業時間は、企業によって様々ですが、大きく分けると「1週間あたり20時間以上30時間未満」と「1週間あたり30時間以上」になります。

就業時間が健康保険・厚生年金保険加入の対象になる「1週間あたり30時間以上」を選択するかどうかを、就労するまでに考えていきます。

○障害者トライアル雇用

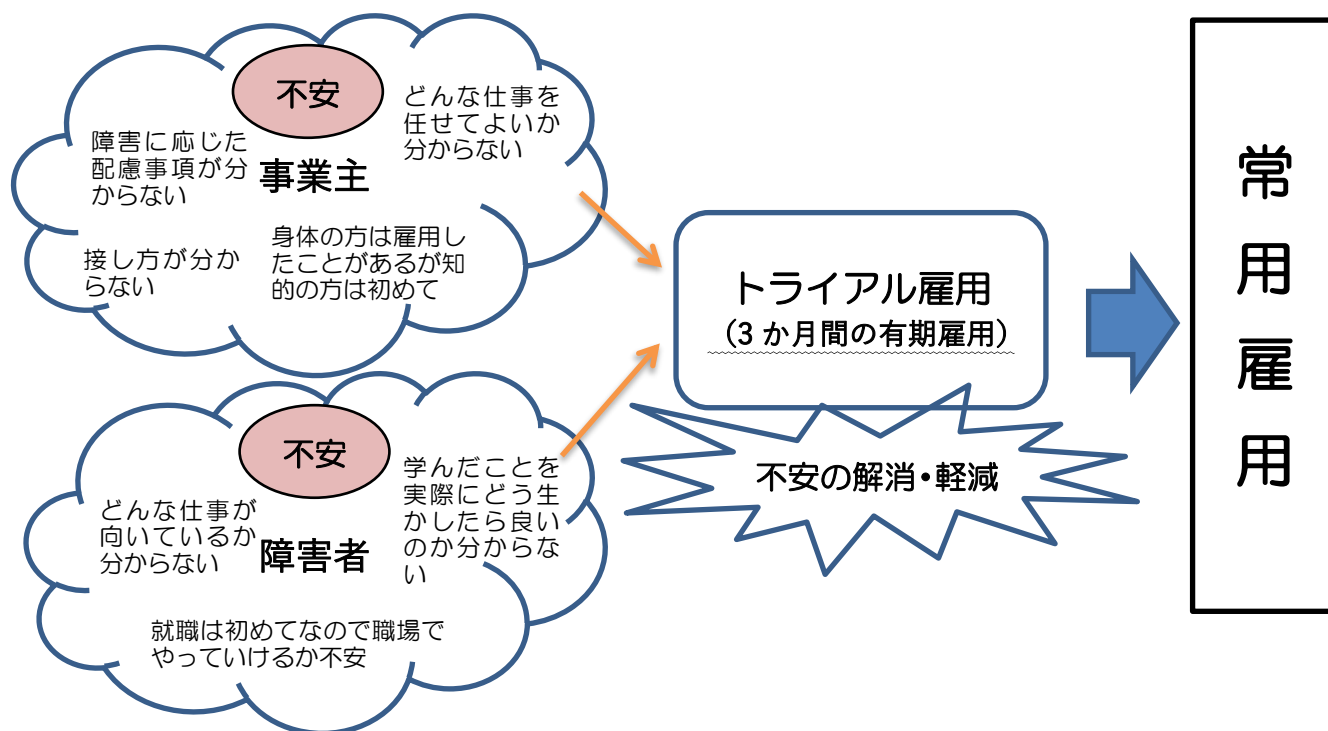
障害のある方が常用雇用への移行を前提として、原則3か月間、企業との相互理解を深めながら働いてみる制度です。

トライアル雇用の期間中も、労働基準法などの法律に沿って賃金が支払われます。また、トライアル雇用が終わったあとは、約8割の人が常

用雇用に移行しています。

本校では、就労後の支援を継続するための方法の一つとして、企業に対してトライアル雇用の活用について説明をしています。

※就労継続支援 A 型事業所は対象外です。



重度判定

本校では、3年生の夏休みにハローワーク諫早で求職登録を行います。その際に、「**重度知的障害者判定**」の申し込みを併せて行います。

雇用対策上（障害者雇用率、障害者雇用納付金など）の『重度』であるかどうかを判定するもので、知的障害の程度を判定するものではありません。（知的障害の程度である療育手帳 A1、A2 の方は対象外です。）

申し込みはハローワークで行い、判定は、**長崎障害者職業センター**（P18）が行います。

申し込み後、療育手帳を取得した機関に「IQ照会」が行われ、一定の基準を満たすと、「候補者」となります。候補者は、個別に「作業能力

検査」と「社会生活能力検査」を受けます。保護者には、簡単なヒアリングがあります。(2学期実施予定)

最終的に、「重度知的障害者」と判定された場合、判定書が各家庭に郵送されます。事業所は「重度知的障害者」と判定された方を1名雇用すると、2名雇用している(法定雇用率(PI0)において2倍)と見なすことになります。

また、雇用したことによって事業所が受け取ることができる助成金(特定求職者雇用開発助成金)の支給期間が長くなったり、金額が増額されたりします。

そのため、本人、事業所ともに判定を受けた方の受け入れにおいて、より手厚い支援を長期間行うことができるようになります。「重度知的障害者」の判定を受けた方を雇用することは、事業所側にも大きなメリットとなります。

「重度知的障害者」判定は生涯有効です。

判定されなかった場合は、5年経過後に再判定を申し込むことができます。

7 就労継続支援A型事業所

就労継続支援A型事業所（以下、A型事業所）は、障害のある方で企業就労が難しい方に、雇用契約を結んで職業指導員や生活支援員の支援のもとで就労の機会を提供する事業所です。

また、A型事業所での就労を経て企業就労をする方もいます。

A型事業所への就労は、ハローワークを通じた雇用契約に基づく就労になり、給与面では企業就労と同等ですので、本校では「一般就労」と呼んでいます。

一方で、従業員に障害があることや、事業所にサポートをしてくださる指導員、支援員がいる側面があります。そのため、A型事業所の就労には障害福祉サービスの利用に必要な「受給者証」の手続きが必要となります。

企業就労した場合、法定雇用率（今年度7月以降）から37.5名の従業員の中で、障害のある方は1名です。もちろん一定の配慮や支援はしてもらえますが、基本的には任された業務を1人で行い、分からないことは自分で尋ねなければなりません。

一方、A型事業所では、職場に指導員などが常駐しているため、いつでも支援を受けられる環境で仕事をすることができます。

A型事業所は勤務形態、就業時間および、社会保険関係も企業就労に準じています。

*就労に際しては、企業就労と福祉サービス利用の手続きの両方が必要になります。（P4）

○就労継続支援A型事業所の現状

就労継続支援A型事業所で支払われる給与は、国からの給付金を使うことが禁じられています。したがって、各事業所が収入を得て給与を支払います。

その収入を得るための働き手は雇用契約を結んだ障害者の方です。

近年、事業所の収入の減少によって、事業継続が困難になっている事業所も出てきています。

8 就労移行支援事業所

就労移行支援事業所は、働くために必要な知識や能力を身に付ける職業訓練や実習を行う事業所です。

職業訓練および実習の内容は事業所ごとに異なりますが、作業訓練などで基礎体力や集中力・持続力の向上を目指しつつ、職業習慣の確立や、身なり・挨拶をはじめとしたビジネスマナーを習得します。職種や分野を探すところから、実際に企業の職場を見学したり、実習に行ったりする中で、やりたいこと、やれることを見つけていきます。

また、事業所によってパソコン操作のトレーニングや、履歴書・職務経歴書の作成および面接対策などを行う事業所もあります。コミュニケーション面に特化した訓練を行う事業所もあります。

就労移行支援事業所の利用期間には制限があります。原則、生涯において2年間しか利用ができません。

また、就労移行支援事業所は、一般就労を目指して訓練を行う事業所なので、基本的に賃金（工賃）はありません。（事業所によっては、実習による収益を利用者に分配している事業所もあります。）

生活の場は、自宅やグループホームになりますので、就労移行支援事業所は、日中の訓練ということになります。

9 就労継続支援 B 型事業所

就労継続支援 B 型事業所（以下、B 型事業所）は、就労移行支援事業所を利用したが企業就労に結びつかなかった方や、就労機会などの提供を通じて生産活動その他の活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される方を対象とした事業所です。

B 型事業所は非雇用型で雇用ではありません。

事業所は工賃を利用者に支払います。工賃は事業所によりますが、長崎県の令和 6 年度の平均工賃は、月額 26,099 円です。B 型事業所の利用期間には制限がありません。

また、B 型事業所は原則として、特別支援学校高等部卒業後すぐに利用することができません。利用するためには、在学中に就労選択支援という制度を受ける必要があります。

就労選択支援は、各学年で実施できること、また在学中に複数回実施することが可能となっています。実施においては、生徒が就労選択支援事業所に通所する場合と本校の授業場面等に事業所が出向いてアセスメントを行う場合などがあります。

10 障害者職業能力開発校

障害者職業能力開発校とは、障害のある人がそれぞれの障害特性を踏まえて仕事をするができるよう、職業訓練を通じて就職に向けて準備する場所です。仕事に必要な技術や知識を学び、職場の一員として働くことを目指します。障害のある人の雇用促進につながるよう、障害者雇用促進法に基づいて国が設置して都道府県が運営しているほか、都道府県立の障害者職業能力開発校もあります。

○入校までの流れ

※ほとんどの場合、事前に体験入校を行います。



○九州内の能力開発校

福岡障害者職業能力開発校	北九州市若松区大字蛸住
鹿児島障害者職業能力開発校	薩摩川内市入来町浦之名

11 卒業後の支援について

就労後も関係機関と連携しながら卒業後のアフターフォローを行っています。

職場定着支援は、在学中に学校、長崎障害者職業センター、ハローワーク、障害者就業・生活支援センターでケース会議を行い、障害のある方が企業で働き続けられるように、どのような支援がどの程度必要かなどを検討します。そして、入社後、どの機関が中心に支援を行うかが決定されます。職場定着支援は、大きく分けると「ジョブコーチ支援」と「定着支援」に分かれます。

○ジョブコーチ支援

障害者職業カウンセラーが策定した支援計画に基づき、ジョブコーチが職場に出向いて直接支援を行います。

ジョブコーチは「職場適応援助者」といって、障害者職業センターや福祉事業所、企業に所属している職員が支援をします。

本人に対する支援に加え、事業主や職場の従業員に対しても、障害者の職場適応に必要な助言を行い、必要に応じて職務の再設計や職場環境の改善を提案します。

支援期間は、標準的には2～4か月ですが、1～7か月の範囲で個別に必要な期間を設定します。就労直後の集中支援期には週2～4回の訪問支援、移行支援期には週1～2回の支援を実施します。

支援は永続的に実施するものではなく、ジョブコーチによる支援を通じて適切な支援方法を職場の上司や同僚に伝えることによって、事業所による支援体制の整備を促進し、障害者の職場定着を図ることを目的とします。

○定着支援

障害者就業・生活支援センター（通称：なかぼつセンター）の就労支援員が、必要に応じて本人に対する支援や職場に対して本人に対する支援方法や職場環境の改善の提案を行います。

就労後しばらくは、おおむね1～3か月に1度程度の支援、その後は問題が生じたときのみ支援を実施します。

【主な支援機関】

名称	概要	所在地
長崎障害者職業センター	<p>ジョブコーチを派遣して、障害のある方及び事業主に対して障害特性を踏まえた直接的、専門的な援助を行います。</p> <p>作業面や対人面などスムーズな職場適応や職業生活の安定を高めるための支援をきめ細く行います。</p> <p>事業主の方には、障害特性などに応じた指導方法や職場での支援ノウハウの提供などを支援します。</p>	長崎市茂里町 3-26
障害者就業・生活支援センター	<p>(通称：なかぼつ)</p> <p>就職を希望する障害のある方や、在職中の障害のある方が抱える課題に応じて、雇用及び福祉の関係機関との連携の下、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して、<u>就業面及び生活面の一体的な支援</u>を行います。</p> <p>県内には6か所あり、居住地もしくは勤務地を管轄する支援センターに登録をします。</p>	<p>【長崎市・西海市・西彼杵郡】 障害者就業・生活支援センターながさき（長崎市茂里町 3-24）</p> <p>【佐世保市・平戸市・松浦市・北松浦郡】 長崎県北地域障害者就業・生活支援センター（佐世保市福石町 5-11）</p> <p>【諫早市・大村市・東彼杵郡】 長崎障害者就業・生活支援センター（諫早市幸町 2-18）</p> <p>【島原市・雲仙市・南島原市】 県南障害者就業・生活支援センターぱれっと（島原市片町 578-8）</p> <p>【五島市】 下五島障害者就業・生活支援センター（五島市三尾野 1-1-13）</p> <p>【対馬市】 対馬障害者就業・生活支援センター（対馬市美津島町鶏知乙 511-3）</p>

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">相談支援事業所</p>	<p>福祉サービスの利用を進めるうえで、サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障害者の自立した生活を支え、障害者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援する事業所です。</p> <p>障害のある人の福祉に関する様々な問題について、障害のある人などからの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助も行います。</p>	<p>就労継続支援A型・B型、就労移行支援、グループホームなど、障害福祉サービスの利用には相談支援事業所の登録が必要です。</p> <p>詳しくは、進路支援部にお尋ねください。</p>
--	---	--

12 生活の場

○宿泊型自立訓練事業所

概要	家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談・助言などの必要な支援を受けて、共同生活を行う住まいの場
利用対象者	自立訓練（生活訓練）の対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している方等であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な知的障害のある方または精神障害のある方。
利用者数	10名または20名
具体的な支援内容	☆生活訓練 ☆入浴、整容、着替えなどの支援 ☆生活等に関する相談、助言 ☆健康管理
利用料	平均4万～5万円
利用可能年数	上限2年

○グループホーム（共同生活援助）

概要	障害のある方が地域の中で家庭的な雰囲気の下、共同生活を行う住まいの場
利用対象者	☆単身での生活は不安があるため、一定の支援を受けながら地域の中で暮らしたい方 ☆一定の介護が必要であるが、施設ではなく、地域の中で暮らしたい方 ☆施設を退所して、地域生活へ移行したいがいきなりの単身生活には不安がある方など
利用者数	平均5名程度
具体的な支援内容	介護を要しない方に対し、家事等の日常生活上の支援を提供
利用料	6万～8万円程度
利用可能年数	制限なし

○アパートなどでの一人暮らし

全国的に宿泊型自立訓練事業所やグループホームの数が不足し、利用を希望しても数年待たなければならないことも珍しくありません。このような状況は今後も続く見込みです。

自宅で自立に向けて準備をして、ホームヘルプ（居宅介護）を利用しながらアパートなどで一人暮らしをする方もいます。また、同じアパートなどでもグループホームのサテライト型住居を利用する形で一人暮らしをする方もいます。

サテライト型住居とは、グループホームを運営する事業所が民間賃貸住宅と契約して、一人暮らしをする形態のことです。事業所によって異なりますが、食事は本体のグループホームで摂り、支援員が生活の見守りや本人の相談などに乗る場合が多いです。

※様々な事業所や施設に関する情報が、一覧として、県のホームページに掲載されています。

[施設・事業所一覧](#) [長崎県](#)で検索してください。

【知っておきたい制度】

特別児童扶養手当

通称「特児手当」といいます。20歳の誕生日前日まで支給されます。

手続きは、住所地の市町の窓口で申請しますが、障害の程度や所得制限により受給できない場合もあります。ちなみに、2級を受給できる障害の程度は中度となっています。特別児童扶養手当は国の制度です。

特児手当の申請には、医療機関で医師に「特別児童扶養手当認定診断書」（所定の様式）を書いてもらう必要があります。

「知的障害や特別児童扶養手当に理解がある医師を見つける」ことがもともと重要です。診断書を書いてもらう病院については、必ずしもかかりつけの病院（医師）である必要はありません。

病院の選択については先輩の保護者の方など、周囲の経験者の方と情報交換をしながら慎重に行うことが大切です。

【申請窓口】

	窓口	住所	電話番号
長崎市	子育て支援課	長崎市桜町6-3(別館1階)	095-829-1270
諫早市	障害福祉課	諫早市東小路町7-1	0957-22-1500
大村市	障害福祉課	大村市本町458-2 プラットおおむら2階	0957-20-7306
雲仙市	市民窓口課 各総合支所 市民生活課	雲仙市吾妻町牛口名714	0957-38-3111
島原市	福祉保健部 こども支援グループ または有明支所	島原市上の町537	0957-63-1111
南島原市	福祉保健部こども未来課	南島原市有家町山川58	050-3381-5050
長与町	福祉課	長与町嬉里郷659	095-883-1111
時津町	福祉課	時津町浦郷274-1	095-882-2211
佐世保市	庶務係	佐世保市八幡町1-10	0956-24-1111
東彼杵町	町民福祉課 子育て支援係	東彼杵町蔵本1850-6	0957-46-1111

障害基礎年金

障害のある方が20歳以上になり、ある一定の条件を満たすと障害基礎年金を受給することができます。受給するためには申請が必要です。

障害基礎年金の受給は親亡き後の生活を支える大切な権利です。20歳になるまでに準備をして申請するようにしてください。

日本年金機構のサイトより、申請時に必要な書類等について一部引用しています。参考にしてください。

○年金請求書（市町年金窓口等）

○必要な書類等

年金手帳	提出できないときは、その理由書が必要。
戸籍謄本、戸籍抄本、戸籍の記載事項証明、住民票、住民票の記載事項証明書いずれか	本人の生年月日を明らかにできる書類 単身者の方で、マイナンバーが登録されている方は、左記の戸籍謄本等の添付が原則不要。マイナンバーが登録されていない方は、年金請求書にマイナンバーを記入することで、戸籍謄本等の添付が原則不要。
<u>医師の診断書</u> (所定の様式あり)	障害認定日より3カ月以内の現症のもの。 障害認定日と年金請求日が1年以上離れている場合は、直近の診断書（年金請求日前3カ月以内の現症のもの）も併せて必要。 呼吸器疾患の診断書には、レントゲンフィルムの添付も必要。 循環器疾患の診断書には心電図のコピーの添付も必要。
<u>受診状況等証明書</u>	初診時の医療機関と診断書を作成した医療機関が異なる場合、初診日の確認のため
<u>病歴・就労状況等申立書</u>	障害状態を確認するための補足資料
受取先金融機関の通帳等 (本人名義)	カナ氏名、金融機関名、支店番号、口座番号が記載された部分を含む預金通帳またはキャッシュカード（写しも可）等 請求書に金融機関の証明を受けた場合は添付不要
印鑑	認印可

○請求書の提出先 住所地の市区町村役場の窓口